



金 沢 市 公 報

号外第20号の2

平成29年(2017年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 1
●規 則		○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 2
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課) 1		○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (") 3
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (") 1		○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 8
○金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (") 1		

規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第49号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第41号）の施行期日は、平成29年12月27日とする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第50号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第42号）の施行期日は、平成29年12月27日とする。

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号）の施行期日は、平成30年1月1日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の170」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の90」に改める。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第42号）の施行の日（平成29年12月27日）から施行し、改正後の第19条の5各号の規定は、同月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

に改め、同表工の表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改める。

別表第7の2アの表中

81
82
83
84
86
88
90
92

を

82
84
86
88
90
92
93
93

に改め、同表工の表中

57
58
59
60
62
64
66

を

58
60
62
64
65
66
67

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第42号）の施行の日（平成29年12月27日）から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第54号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000

9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,800
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,400
19	146,900	203,000	225,800	269,200	309,100
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,900
21	149,200	205,000	227,700	271,100	312,200
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,600
23	151,600	207,200	230,500	273,300	315,000
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,500
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,900
26	155,500	210,000	234,400	276,300	319,400
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,800
28	158,500	211,600	237,000	278,500	322,200
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,800
30	161,400	213,700	239,200	280,500	325,000
31	162,900	214,700	240,500	281,500	326,300
32	164,400	215,600	241,700	282,500	327,500
33	165,900	216,300	242,800	283,300	328,600
34	167,700	217,500	244,100	284,200	329,500
35	169,500	218,600	245,200	285,300	330,600
36	171,300	219,800	246,400	286,400	331,800
37	173,100	220,500	247,700	287,100	332,900
38	174,800	221,700	248,900	288,000	334,000
39	176,500	222,900	250,200	289,000	335,000
40	178,200	224,000	251,500	289,900	336,000
41	179,800	224,900	252,500	290,800	337,000
42	181,200	226,100	253,800	291,800	338,000
43	182,600	227,100	254,900	292,800	339,000
44	184,000	228,200	256,200	293,700	340,000
45	185,500	229,300	257,100	294,400	340,900

	46	186,900	230,400	258,200	295,300	341,900
	47	188,300	231,500	259,400	296,200	342,900
	48	189,700	232,500	260,400	297,100	343,900
	49	191,000	233,500	261,600	297,800	344,800
	50	192,200	234,600	262,800	298,400	345,700
	51	193,300	235,700	264,000	299,100	346,600
	52	194,500	236,900	264,900	299,900	347,400
	53	195,600	238,000	265,900	300,500	348,200
	54	196,700	239,000	267,000	301,300	349,000
	55	197,800	239,900	268,200	302,000	349,800
	56	198,900	240,700	269,400	302,700	350,500
	57	200,000	241,600	270,200	303,400	351,200
	58	201,000	242,600	271,200	304,100	352,000
	59	202,000	243,600	272,300	304,900	352,900
	60	203,000	244,500	273,300	305,600	353,600
	61	204,100	245,400	274,400	306,200	354,300
	62	205,000	246,300	275,500	306,900	355,000
	63	205,900	247,200	276,500	307,600	355,700
	64	206,800	248,100	277,600	308,300	356,400
	65	207,500	248,900	278,500	308,800	357,000
	66	208,300	249,700	279,300	309,300	357,500
	67	209,000	250,500	280,100	309,900	358,000
再任	68	209,800	251,200	280,900	310,600	358,500
用職	69	210,200	252,000	281,800	311,200	358,900
員以	70	210,800	252,600	282,600	311,600	
外の	71	211,100	253,100	283,400	312,100	
職員	72	211,700	253,600	284,100	312,600	
	73	211,900	253,800	284,900	312,900	
	74	212,500	254,200	285,600	313,400	
	75	213,000	254,700	286,400	313,900	
	76	213,800	255,200	287,200	314,300	
	77	214,000	255,800	287,800	314,500	
	78	214,700	256,200	288,300	314,800	
	79	215,200	256,700	288,900	315,100	
	80	215,800	257,200	289,300	315,400	
	81	216,500	257,500	289,700	315,700	
	82	217,000	257,800	290,100	316,000	
	83	217,600	258,100	290,600	316,300	

84	218,300	258,400	291,100	316,600
85	218,900	258,600	291,500	316,800
86	219,400	258,800	292,100	317,200
87	219,900	259,100	292,700	317,500
88	220,600	259,400	293,300	317,700
89	221,100	259,600	293,600	317,900
90	221,700	259,800	294,100	318,200
91	222,300	260,200	294,600	318,500
92	222,800	260,400	295,000	318,800
93	223,200	260,700	295,400	319,000
94	223,700	261,100	295,900	319,300
95	224,200	261,400	296,400	319,600
96	224,700	261,700	296,900	319,800
97	225,200	261,900	297,200	320,000
98	225,700	262,200	297,600	320,300
99	226,200	262,400	298,100	320,600
100	226,700	262,700	298,600	320,800
101	227,100	263,000	299,000	321,000
102	227,600	263,200	299,400	
103	228,200	263,500	299,700	
104	228,800	263,800	300,000	
105	229,200	264,000	300,300	
106	229,700	264,200	300,700	
107	230,100	264,500	301,100	
108	230,500	264,700	301,500	
109	230,700	265,000	301,800	
110	231,100	265,300	302,200	
111	231,600	265,600	302,600	
112	232,100	265,800	302,900	
113	232,500	266,000	303,100	
114	233,000	266,300	303,400	
115	233,500	266,500	303,700	
116	234,000	266,700	303,900	
117	234,300	267,000	304,100	
118	234,700	267,400	304,400	
119	235,100	267,700	304,700	
120	235,500	268,000	304,900	

	121	235,900	268,100	305,100		
	122		268,400	305,400		
	123		268,700	305,700		
	124		269,000	305,900		
	125		269,100	306,100		
	126		269,400	306,400		
	127		269,700	306,700		
	128		270,000	306,900		
	129		270,100	307,100		
	130		270,400	307,400		
	131		270,700	307,700		
	132		271,000	307,900		
	133		271,100	308,100		
	134		271,400			
	135		271,700			
	136		272,000			
	137		272,100			
再任用職員		193,300	204,500	223,000	243,900	274,800

別表第5中

53
53
53
54
54
54
55
55
55
56

を

52
53
53
53
54
54
54
55
55
55

に改める。

別表第6中

104
107
110
113

を

105
108
111
114

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第42号）の施行の日（平成29年12月27日）から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項及び附則第3項において「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改

正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された給与(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成26年規則第64号)附則第8項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第64号)附則第5条の規定に基づいて支給された給料(以下この項において「平成26年改正条例附則第5条の規定による給料」という。)を含む。)は、改正後の規則の規定による給与(平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(以下この項及び次項において「職員」という。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第55号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

期間の区分	職員の区分		
	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	円
1年未満	308,300	50,700	30,400
1年以上2年未満	308,300	50,700	30,400
2年以上3年未満	308,300	50,700	30,400
3年以上4年未満	308,300	50,700	30,400
4年以上5年未満	308,300	50,700	30,400
5年以上6年未満	308,300	50,700	28,400
6年以上7年未満	308,300	48,900	26,400
7年以上8年未満	308,300	47,100	24,300
8年以上9年未満	308,300	45,300	22,300
9年以上10年未満	308,300	43,500	20,300
10年以上11年未満	308,300	41,700	17,300
11年以上12年未満	308,300	39,900	14,200
12年以上13年未満	308,300	38,100	11,200
13年以上14年未満	308,300	36,300	8,200
14年以上15年未満	308,300	34,900	5,200
15年以上16年未満	308,300	33,500	
16年以上17年未満	305,000	32,100	

17年以上18年未満	301,700	30,700
18年以上19年未満	298,400	29,300
19年以上20年未満	295,100	27,900
20年以上21年未満	291,800	26,500
21年以上22年未満	278,000	25,900
22年以上23年未満	264,000	25,300
23年以上24年未満	250,500	24,300
24年以上25年未満	236,600	23,700
25年以上26年未満	222,900	23,100
26年以上27年未満	205,300	22,500
27年以上28年未満	188,200	21,900
28年以上29年未満	170,900	21,100
29年以上30年未満	153,300	20,800
30年以上31年未満	135,300	20,400
31年以上32年未満	117,000	19,800
32年以上33年未満	99,100	18,900
33年以上34年未満	73,100	18,000
34年以上35年未満	48,800	17,300

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第42号）の施行の日（平成29年12月27日）から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

平成29年(2017年)12月26日 印刷
平成29年(2017年)12月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄